

平成23年度第3回

新居浜市地域公共交通活性化協議会

議案（1）

地域内フィーダー系統確保維持計画

変更認定申請書（案）

国土交通大臣 殿

新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市地域公共交通活性化協議会  
会 長 石 川 勝 行

地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書（案）

平成23年9月30日付け四運企第38号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更理由

平成24年4月1日から平成24年9月30日までの運行台数及び運送予定者を変更するため。

変更前 ・川東エリア 運行台数1台（有限会社 東雲タクシー）  
・上部東エリア 運行台数1台（有限会社 光タクシー）  
・上部西エリア 運行台数2台  
（有限会社 光タクシー及び中萩タクシー有限会社）

変更後 ・川東エリア 運行台数1台（有限会社 東雲タクシー）  
・上部東エリア 運行台数1台  
（有限会社 東雲タクシー又は中萩タクシー有限会社）  
・上部西エリア 運行台数1台（中萩タクシー有限会社）

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

※「変更理由」は、事項ごとに具体的に記述すること。

生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成24年3月●●日  
（協議会名称）新居浜市地域公共交通活性化協議会  
（代表者名）会長 石川 勝 行

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
（変更事項なし）
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（変更事項なし）
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
（1）～（7） 変更事項なし
（8）運行台数
・川東エリア セダン型タクシー 1台
・上部東エリア セダン型タクシー 1台
・上部西エリア セダン型タクシー 2台
ただし、平成24年4月から平成24年9月の半年間については、各エリア1台ずつの運行とする。
（9）運送予定者
平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。試験運行状況は良好であったことから、平成23年4月からの運行においても、引き続き同事業者による運行を実施することを、協議会において承認した。
・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
・上部東エリア 有限会社 光タクシー
・上部西エリア 有限会社 光タクシー 中萩タクシー有限会社
ただし平成24年4月から平成24年9月の半年間については、受託者である新居地区旅客自動車協同組合において、協議により次のとおり決定していただいた。各事業所ともに、これまで同一または他エリアで運行を行っている事業者であり、その運行状況は良好であったことから、協議会において承認した。
・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
・上部東エリア 有限会社 東雲タクシー 中萩タクシー有限会社
・上部西エリア 中萩タクシー有限会社

<b>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付	
<b>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</b>	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
<b>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</b>	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
<b>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b>	
(変更事項なし)	
<b>8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
<b>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
<b>10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
<b>11. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意</li> <li>・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論</li> <li>・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意</li> <li>・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意</li> </ul>	
<p>※ネットワーク計画については、平成23年9月12日～16日 持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた。</p> <p>※ネットワーク計画の変更(平成24年4月から9月までの運行台数及び運送予定者の変更)については、平成24年3月●日～●日 持ち回り協議にて、合意を得られた。</p>	
<b>12. 利用者等の意見の反映</b>	
(変更事項なし)	
<b>13. 協議会メンバーの構成員</b>	
(変更事項なし)	

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所)	愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
(所 属)	新居浜市経済部運輸観光課
(氏 名)	桑原 一郎
(電 話)	0897-65-1261
(e-mail)	i12049@city.niihama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成24年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	川東エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内ファイダー	426.0	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 東雲タクシー	上部東エリア	地域内ファイダー	221.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部東エリア	地域内ファイダー	221.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部西エリア	地域内ファイダー	426.0	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内ファイダー	869.5	①	地域間幹線系統(せとうちバス「今治～新居浜」線のバス停留所(新居浜駅)と接続	①
	合 計				3,034		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 東雲タクシー
------	-------------

平成24年度
--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,230 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,501 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	4,271 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,230	経常収支率	22.3 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,236円 17銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ウ
			発地	営業区域	着地							
四国	1	川東エリア	川東	エリア	245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間	
	5	上部東エリア	上部東	エリア	125 日	4 回	1 時間	0 時間	時間	100%	500 時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統						2 時間	0 時間	時間		2,460 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
四国	1	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	5	986,290 円	250,000円 銭	736,290 円	443,830 円	443,830 円	443,830 円	443 千円	221.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		4,852,546 円	1,230,000円 銭	3,622,546 円	2,183,645 円	2,183,645 円	2,183,645 円	2,182 千円	1,091 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	1	3,402,893 円											
	5	868,085 円											
		円											
		円											
合計		4,270,978 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有限会社 光タクシー
------	------------

平成24年度
--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	960千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,107千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	3,147千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 960	経常収支率		23.3%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,139円 06銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地							
四国	2	上部東エリア		上部東エリア		120日	8回	1時間	0時間	0時間	100%	960時間
	3	上部西エリア		上部西エリア		120日	8回	1時間	0時間	0時間	100%	960時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						2時間	0時間	時間	時間		1,920時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はホのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経常費用	補助対象経常費用の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
四国	2	1,893,676円	480,000円 銭	1,413,676円	852,154円	852,154円	852,154円	852千円	426.0千円		
	3	1,893,676円	480,000円 銭	1,413,676円	852,154円	852,154円	852,154円	852千円	426.0千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		3,787,352円	960,000円 銭	2,827,352円	1,704,308円	1,704,308円	1,704,308円	1,704千円	852千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
四国	2	1,573,497 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	1,573,497 円										
		円										
		円										
合計		3,146,994 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	中萩タクシー 有限会社
------	-------------

平成24年度
--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,230 千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,692 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	2 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,230 時間	経常損益	4,462 千円	経常収支率	21.6 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
四国	2,313円 82銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	500円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
四国	4	上部西エリア		上部西エリア		245 日	8 回	1 時間	0 時間	時間	100%	1,960 時間
	6	上部東エリア		上部東エリア		125 日	4 回	1 時間	0 時間	時間	100%	500 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統							2 時間	0 時間	時間		2,460 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
四国	4	3,866,256 円	980,000円 銭	2,886,256 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739,815 円	1,739 千円	869.5 千円		
	6	986,290 円	250,000円 銭	736,290 円	443,830 円	443,830 円	443,830 円	443 千円	221.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		4,852,546 円	1,230,000円 銭	3,622,546 円	2,183,645 円	2,183,645 円	2,183,645 円	2,182 千円	1,091 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
四国	4	3,555,087 円											
	6	906,910 円											
		円											
		円											
合計		4,461,997 円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類